

(様式第1号)

平成26年度 第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	平成27年2月25日(水) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 山中 厚子 副 会 長 本間 慶一 委 員 田中 ともえ 委 員 中町 信孝 委 員 大久保 文昭 委 員 石田 要 委 員 小牧 直文 委 員 細井 洋海 委 員 茶嶋 奈美 委 員 井岡 祥一 委 員 田中 徹  事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主査 阿南 尚子 教育委員会学校教育課主査 西 隆幸
事務局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委嘱状交付
- (3) 会議運営上の説明
- (4) 会長・副会長の選任

<議題>

- (1) 芦屋市いじめ防止基本方針について
- (2) 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会の役割について
- (3) 各関係機関の取組の現状について
- (4) その他

<閉会>

- (1) 事務連絡
- (2) 閉会の挨拶

## 2 提出資料

- 資料1 芦屋市いじめ防止基本方針
- 資料2 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 資料3 「いじめ防止対策法」への対応（概要図）
- 資料4 いじめ防止対策推進法抜粋
- その他 各関係機関からの資料（関係機関の事業や取組紹介のためのパンフレットや冊子等であり，名称のみ掲載する）
  - (1) 芦屋市家庭児童相談室チラシ・ご案内
  - (2) 子育て支援センター チャイルド・プラネット芦屋パンフレット
  - (3) 人権擁護委員パンフレット
  - (4) 子どもの人権について（相談案内チラシ）
  - (5) 種をまこう（人権作文冊子）
  - (6) トータルサポートの取組について
  - (7) 第2次芦屋市地域福祉計画（概要版）
  - (8) 第2次芦屋市地域福祉計画（中学生向け概要版）
  - (9) 平成25年度 芦屋の愛護活動（冊子）

## 3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

**【事務局からの開会の挨拶】**

- (2) 委員・事務局自己紹介

**【委員・事務局自己紹介】**

- (3) 会議運営上の説明

**【事務局より会議の運営等について説明】**

**【協議会を公開することについて，全員同意】**

(事務局阿南) 事務局からのお願いですが，意見交換，質疑等の際にはお名前をおっしゃっていただいてからご発言いただきますよう，ご協力をお願いします。  
本日は委員11名のうち，全員がご出席でこの協議会が成立していることを報告させていただきます。また，本日は傍聴を希望される方はおら

れません。

続きまして、会長、副会長の選出に移ります。芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条2項により、会長は委員の互選で定めることとなっております。どなたかご推薦や立候補はございませんか。

**【自薦，推薦はなし】**

(事務局阿南) ないようですので、事務局案で会長を選出してよろしいでしょうか。

**【全員同意】**

(事務局阿南) では、民生児童委員の山中委員に会長をお願いしたいと思います。

**【全員同意】**

(事務局阿南) 山中委員，どうぞよろしく申し上げます。次に副会長につきましても委員の互選となっております。会長，どなたかご推薦ありませんか。

(山中会長) そうですね。今日は皆さんにお会いするのも初めてですので、事務局にどなたかご推薦いただければと思います。

(事務局阿南) 事務局案ということでよろしいですか。

**【全員同意】**

(事務局阿南) それでは、日頃から広く人権問題についての業務を行っています人権推進課長である本間委員に副会長としてフォローいただきたいと思いますが、よろしいですか。

**【全員同意】**

(事務局阿南) どうぞよろしく申し上げます。では、会長、副会長はお手数ですが、席にお移りいただきますようお願いいたします。早速で恐縮ですが、初めに一言ずつ会長、副会長よりご挨拶をお願いします。

**【山中会長，本間副会長，それぞれ挨拶】**

(事務局阿南) ありがとうございます。では、今後の進行につきましては、会長をお願いいたします。

(山中会長) はい。では、進行させていただきます。まず、議事に入る前に事務局から本日の資料の確認をお願いします。

**【事務局より資料確認】**

<議事>

(1) 芦屋市いじめ防止基本方針について

(山中会長) 資料はお手元にございますか。それでは、議題1に入ります。事務局は芦屋市いじめ防止基本方針について説明をお願いします

(事務局宮本) 初めに国の経過を説明させていただきます。事前に皆様にお配りした水色の冊子(資料1)をお開けください。お手元にお配りの資料2, 資料3, 資料4と同一のものになりますが, 11ページまでが本編になりまして, その後に資料編がございます。

この資料編の資-3は, お配りしています資料4の「いじめ防止対策推進法抜粋」と同様の形になりますが, これを開いてご覧ください。まず, 国においては, 重要な事件が契機となり, いじめの問題に対して学校だけでなく, 関係機関や地域の力を積極的に得ながら取り組んでいくということを趣旨として, 平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。法の基本理念は第3条に掲げられておりますが, ①「いじめの防止等のための対策は, いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み, 児童等が安心して学習その他活動に取り組むことができるよう, 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない」②「全ての児童等がいじめを行わず, 及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため, いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に対する児童等の理解を深めること」③「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ, 国, 地方公共団体, 学校, 地域住民, 家庭, その他関係者の連携の下, いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」と挙げられております。これを読むだけでも, 昨今の様々ないじめの事案がマスコミあるいは新聞等で報道されておりますが, 我々自身一人一人がこの意識を持たないといけないと考えております。また, 第12条, 第13条では, 地方公共団体, これはすなわち芦屋市は, いじめ防止基本方針を定めるように努める。また, 学校も基本方針を定めることと規定されております。学校での方針, 組織については, 後ほど教育委員会からの説明をいただくことといたします。

それでは, 資料1の資-1をご覧ください。いじめ防止基本方針の策定の経過です。芦屋市では, この法を受けて基本方針の策定に向けて, 昨年の6月から学識の先生からご意見をいただき, また, 庁内の本部会を設置し, 素案をまとめてまいりました。この素案については, 9月から10月にかけて市民意見を募集し, ご意見もいただいたところです。それらの内外の意見を踏まえ, 最終まとめたのが今回お示ししている基本方針です。

それでは, この基本方針の概要を説明させていただきます。資料1の1ページをお開きください。「はじめに」とございます。この基本方針につきましては, いじめの防止に向けて「子どもファースト」「子どもの人権

を守る」という観点を基本として全市的に取り組むものとしております。また、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと三つの柱を挙げております。まず一つ目の柱、「Ⅰ いじめ防止等に関する基本的な方向」ここでは、いじめ防止の基本理念、いじめの定義、いじめの理解を記載しております。詳しい文章の説明は割愛させていただきますが、4ページをお開きください。いじめに対する取組として、重要な基本的な視点を挙げております。「1未然防止、2早期発見、3早期対応、4家庭・地域及び関係機関との連携」です。これらが4つの車輪でいえば、車の四輪が上手く起動すればいじめを防いで、事象としてはなくなると思います。次にいじめ防止のための対策として、5ページをお開きください。5ページとあわせて、資料1の資-2、もしくはお手元に渡している資料3の概要図をご覧ください。まず、庁内組織としまして、いじめ防止等対策推進本部を設けております。また、いじめ防止等のための組織として、本日開催している「芦屋市いじめ問題対策連絡協議会」と教育委員会が所管の附属機関になります「芦屋市いじめ問題対策審議会」がございます。この協議会と審議会が両輪となって附属機関として現在動いております。

それでは、資料1の6ページをご覧ください。市におけるいじめ防止等にかかる取組につきまして、項目、内容、そして担当課を記載しております。私どもは、全庁的にこのように取組を進めていくこととしております。ここには今回ご出席の教育委員会の関係機関、あるいは市長部局の関係機関がいじめ防止等に対して取り組むこととしております。あわせて、8ページをご覧ください。学校におけるいじめ防止等の対する取組について項目を掲げて記載しております。学校側もこのようにいじめ防止に向けて色々な基本方針を踏まえた色々な対応をしているところです。このように体制を取りながらも、仮に重大事態というものが発生した場合にはどのように対処するかということも9ページに掲げております。この重大事態に対する取組につきましても、このいじめ防止等対策推進法によって規定されているところがございます。この枠のところに重大事態とはどういうものかと意味づけられております。一つが、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」です。また二つ目として、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」です。この相当の期間につきましては、下のように定義が設けられています。では、この時の対処についてはということで、資料1の資-2、あるいは資料3の図表をご覧ください。原則、まず事態が発生した時には、学校と教育委員会が協力して調査を行うこととなります。調査組織としては、教育委員会が主体となる「芦屋市いじめ問題対策審議会」に諮問することとなり、調査を行うこととなります。ここで、一定の解決あるいは結論が出ればよろしいのですが、それ以外に再調査が必要になる場合もあります。そして、再調査を行う場合の附属機関ですが、「芦屋市いじめ問題調査委員会」という別の組織です。こちらは、市長の

諮問機関になっております。この附属機関につきましては、重大事態が発生した時に速やかに設置するという事で、現在はまだ組織としては運営されておりません。それでは、11ページの「Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」をご覧ください。私どもはこのようなことが発生しないことを願っておりますし、この連絡協議会と教育委員会の審議会がうまく稼働して、これからのいじめというものを未然に防ぐようにできればいいわけですが、それにあたって本部会というものを毎年推進本部で取組の実施状況について報告、検証を行って、また事象を踏まえて、必要な見直しを行うという年度年度のローリングをしていきたいと考えております。以上、基本方針の説明で今後の芦屋市のいじめ防止に向けた取組を説明させていただきました。長くなりましたが、議題1の説明は以上です。

(山中会長) ありがとうございます。説明いただきました「芦屋市いじめ防止基本方針」について、何かご質問や不明な点はございますか。よろしいですか。

#### 【全員質疑等なし】

#### (2) 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会の役割について

(山中会長) では、議題2に移らせていただきます。後ほど、質疑応答の時間を設けますので、その際に質問してください。議題2「芦屋市いじめ問題対策連絡協議会の役割」について、説明をお願いいたします。

(事務局宮本) では、続きまして基本方針を基に設置しましたこの連絡協議会について説明いたします。こちら資料4いじめ防止対策推進法抜粋をご覧ください。第14条(いじめ問題対策連絡協議会)のところ、地方公共団体は、最後に「いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」とありますが、先ほど言いましたように、本市ではいじめの問題について、学校現場だけでなく地域ぐるみで取り組んでいくことが重要と考え、基本方針の制定とあわせて、この協議会を設置させていただきました。

それでは、条例についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。こちらでは、連絡協議会等条例ということで、連絡協議会の設置と問題対策審議会の設置と調査委員会の設置を章で分けて構成しております。それぞれが附属機関の扱いになります。第4条を少し読ませていただきます。「連絡協議会は、委員15人以内で組織する」と決めています。協議会の構成員としましては、保護者団体関係者、青少年育成団体関係者、社会福祉団体関係者、学校教育関係者、行政関係者、その他とあります。今回、連絡協議会は11名で構成させていただきました。そして、所掌事務は第3条にあります、「協議会は、いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。)に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする」と挙げております。したがって、連絡協議会というのは、個々

の学校あるいは内外で起こったいじめの事例を取り上げるというのではなく各機関がどのような形でいじめ防止に取り組んでいくかという、そして行政と地域と各団体がどのように取り組んでいけば本当のいじめの撲滅に寄与していくことができるかという有機的なネットワークのご意見をいただきたいと考えております。その他の条例の附属機関につきましては、先ほど図表でお示ししましたように一つ一つが段階を踏んで連携を取りながら構成をしていくものになります。この連絡協議会を設置することにより、後ほど各団体機関の事業概要を皆様共有していただいて、一人一人がいじめ防止に向けてあらためて意識を高め、各機関で創意工夫を凝らした独自活動という取組につながればと考えております。簡単ではございますが、この連絡協議会の説明は以上です。

(山中会長) ありがとうございます。この芦屋市いじめ問題対策連絡協議会は本格的にスタートしたところで、この協議会が実効性のあるものにするためにも非常に重要な部分かと思えます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(大久保委員) この条例の第5条に「委員の任期は、2年とする」とありますが、委嘱状は1年ですよ。

(事務局宮本) 今回は、不規則な期間での委嘱、任命ということになり、本来であれば暦の2年とすればいいのですが、年度単位でと思いましたので、今回に限り、平成28年3月31日、平成27年度末とさせていただきます。ご了承ください。

(事務局三井) 補足ですが、条例の附則の中でも、最初に委嘱された任期は2年ではないという形で、年度単位の整備とさせていただきます。と思っております。

### (3) 各関係機関の取組の現状について

(山中会長) 他はよろしいでしょうか。先ほどのいじめ防止基本方針についてもご意見やご質問があれば、この機会にお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続けて議題3に入ります。本日は初回ですので、ご出席いただいている委員の皆さんが普段どのような取組を実施しているのか、簡単にご紹介していただきたいと思えます。今後、いじめ防止対策として何か協働して取り組める内容があるかもしれません。順番にお願いしたいと思えますが、青少年育成愛護委員会の田中委員からお願いしてよろしいですか。

(田中委員) はい。青少年育成愛護委員会ということで、青少年の非行防止と健全育成を目的に市内の小校区毎に8つの班で愛護の活動をしています。子どもと親、先生は、例えば縦の関係と考えて、子ども同士は横の関係として、愛護は斜めの関係として親や先生では果たせない役割を果たす、いわば子どもたちの応援団になり、子どもたちに寄り添っていくという活動をしています。主な活動として、通学路や公園、トイレなどの点検、登下校の見守り、朝の挨拶、校区内のパトロールをしています。腕章をつけて、それ

ぞれ活動しています。個人的には、二児の母です。いじめという言葉聞くだけでドキッとしてしまっているのと今回この席に来させていただいて本当に大丈夫かという気持ちもあります。専門的なことは分かりませんが、よろしくお願いします。

(山中会長) ありがとうございます。では、続きまして、PTA協議会の中町委員をお願いします。

(中町委員) PTA協議会の代替わりが5月の総会になると思いますが、私は次回の会長候補となっています。あまり踏み込んだ紹介はできないかもしれませんが、聞いている範囲で紹介したいと思います。各小学校、中学校、幼稚園の単位PTAの連絡を取り合う形で芦屋市PTA協議会は存在しています。私自身の子どもは小学校に通わせていただいております。PTA協議会には小学校PTAの育友会の組織とは別に選出されておまして、芦屋市全体の各単位PTAの連絡を取りまとめる活動をしているのが芦屋市PTA協議会となります。毎年総会をはじめとしまして、昨年では松本零二先生の講演会を開催しました。いじめに関しても連絡会を年に何度か行っています。そういう活動の幹事をするのが、協議会であると聞いております。

私自身は、ボランティアとして、ブックマームという絵本の読み聞かせ等の活動をしています。月に一度くらいの割合で学校に行き、初めは私自身の子どもがどのように活動しているのか興味があって参加したのですが、1年生から6年生まで朝の読書の時間に保護者として多くの方がブックマーム活動に参加しています。目を光らせるというと変な表現ですが、日頃子どもたちがどのように友達同士触れ合っているのかなというのを見せてもらっています。また、この協議会で話し合った内容を芦屋市PTA協議会で連絡させてもらうことになると思います。よろしくお願いします。

(山中会長) ありがとうございます。続いて、学校の取組になるかと思いますが、大久保委員をお願いします。

(大久保委員) 小中連携についてお話しさせていただきます。中学校では、新1年生を迎えるにあたって、必ず事前に小学校6年生の先生方と新1年生担任になるであろう先生方との連絡会を開きます。その中で、色々な問題行動についても連絡をしてもらいます。私見ですが、小学校の先生方は児童の問題行動について全てを出したがるように感じます。私も小学校で生徒指導をしていたので、小学校の先生方の「児童を真っ新な気持ちで中学校に送り出したい。」というその気持ちはよく分かります。しかし、中学校といたしましては、どんな些細な事でも連絡して欲しいと思っています。中学校入学後、例えば夏頃になって「実は小学校でもこういうことがあった」と分かることがあります。その際「どうして引き継ぎの際に言っていられなかったのか。」「初めに言っていただければ中学校側としても対策が取れたのに。」と感じる場面に出くわすことがあります。そういったかけ違いをなくすためにも、時間を取り、細かい小中の連携、引継ぎを行う



ことが大事ではないかと思えます。中学校では、1年生でのいじめが多くあります。その理由は、中学1年生は、小学校の友人関係をそのまま引き継いできているからです。当該生徒に「前どうだった？」と聞けば、「小学校の時も（いじめが）あった」と言う場合も非常に多いです。小学校の時の友達関係等をよく知った上で指導するのと、知らずに指導するのでは違うと思えます。その辺がこれからの課題でもあると思えます。

小学校と中学校で一番違うのは、チームで取り組むということです。いじめに関しては、事前にアンケートを取ったりもします。年に1・2回いじめに関するアンケートを取ります。正直に書ける子もいれば、書けない子もいます。しかし、実際に調査を行い、生徒たちの意識がどうかを知ることは大事だと思えます。もちろん、保護者、地域との連携も欠かせないことだと思えます。学校全体としては、まず校長が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を見せること。そして学年団や担任が「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちを子どもたちに伝えていくこと。これが非常に大事ではないかと思えます。本校でも、実際に一年生でいじめがありました。いじめが発覚してから、最終的に保護者も巻き込んで謝罪というところまでだいぶ時間がかかりました。いじめについては、子どもの話を更によく聞き、事実を正確に把握することが大切であると考えています。

スマートフォンが普及している現在、ラインやツイッター等で悪口を書き込むケース等も多々あります。携帯を使うに当たっての注意事項についても、やはり今後指導していかなければならないことの一つです。

もう一つ、ソーシャルスキルが備わっていない、という問題点もあります。例えば、遊び方にしても、昔は上級生、下級生、関係なく、野山を駆け回って遊びました。しかし今は、そういう経験が少なく、友達とどう付き合っているのか分かっていない子が増えているように感じます。今や、例えば、教育系の大学等でも、遊び方についてのゼミがあるといえます。やはり、年齢や立場も関係なく遊べるような土壌というのはどこかで作っていかねばいけなと思っています。長くなりましたが、以上です。

(山中会長) ありがとうございます。続きまして、石田委員お願いします。

(石田委員) 私は今大久保校長が話されたように、小学校側の代表ということで来ているのですが、教育委員会の中で生徒指導の連絡協議会を開いています。私たちは、その会長と副会長という形です。会の中では、生徒指導の問題行動が起きた場合のこと、その時の対応をどのようにしているか等の話が出てきます。先ほど小学校のチーム対応がなかなかできないという話もありましたが、それは各クラスの担任が一人ずつで必死になってやっています。朝から晩までほとんど担任がベッタリつくというような状況でやっていますから、大きなことがあったとしても、中学校では学年単位で何とか対応していきますが、小学校では一人で抱え込んでしまうということがよくあります。それは小学校でもダメですよ、全体で考えましょうということで、「学校いじめ防止基本方針」というものをそれぞれの学校でしっか

り作りしました。そして、チームで対応していくということで、学校単位ですが、まず学校の担任の先生が集まり、その中に生徒指導担当、管理職、校長、教頭、それから、児童のことを側面から見られるような対応の方もいらっしゃると思いますので、もし大きいことがあった時には、そのところで対応していきます。小学校でも、ほんの少しのちょっかが長く続くことになれば、それがいじめにつながっていくのですが、そのところは普段からよく見ておいて、子どもの変化に気が付くような対応、それから、子どもたちへの事前指導、道徳の時間、生活の時間等、そういうところで子どもたちには丁寧な話し込みをしていきます。また「こういう時にどうするんだろうね」と、CAPにもお願いして嫌なことは大きな声で断る、それから、みんなで色々なことを取り組むということ等を勉強の中に入れていくところです。

(山中会長) ありがとうございます。続いて、行政での取組を教えてくださいと思います。細井委員からお願いします。

(細井委員) 先ほど事務局から説明がありましたように、「第2次芦屋市地域福祉計画推進目標」と書かれた資料と「平成26年3月策定兵庫県地域福祉支援計画より抜粋」と右肩に書かれた資料、それから、「第2次芦屋市地域福祉計画の概要版」、また中学生向けの「第2次芦屋市地域福祉計画【概要版】」をご準備いたしました。

市におけるいじめ防止等にかかる取組ということで、地域福祉課は担当課という訳ではなく、どのような位置づけだろうかと思っていたのですが、啓発活動から未然防止を目指せるのではないかと、そういう立ち位置で地域福祉としていじめ防止の推進ができたという認識でご説明します。まずは、第2次地域福祉計画が24年度から第2期を推進中で、計画は28年度末まで実施していきます。地域福祉計画とは難しいことではなく、「地域福祉という言葉が、いろいろな所で聞かれるようになりました。わたしたちの暮らしは、地域福祉とどのような関わりがあるのでしょうか?」と書いてあります。生活の中で起こる様々な困りごとに地域でつながりを持って、お互いさまの気持ちで市民同士解決できること、また、行政がすべきこと、福祉の団体等が担うこと、そういった関係機関が協力し合って地域福祉を推進しようとして書かれています。

それから、地域福祉をどのように推進していくかですが、芦屋市の地域福祉を進めるための取組ということで、推進目標が7つございます。特に、私どもは珍しい組織で、地域福祉課のトータルサポート担当ですが、その位置が推進目標3の取組の柱という部分に地域生活を支えるサービスや活動を充実しますということで、「取組の柱の3-3多様な連携による支援」で、「新たなニーズや困難な課題が生まれたときはみんなで集まって話しあい、力を合わせて取り組みます」と書いています。これは、地域だけで困ったことに新しい資源を創出して取り組むのではなく、行政内でも連携を取り合って対応していこうということで私どもの組織があります。

では、地域福祉のトータルサポートとは何か?ということですが、それ

は、先ほどの多様な連携による支援で、私たちは協働で課題を解決する取組として「トータルサポートのしくみを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等の連携をすすめるコミュニティソーシャルワークを推進し、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取組を進めます」と書いています。地域福祉課のトータルサポートには保健師が8名配置されています。全国的にも保健師だけで地域福祉部門に配置されていることは非常に珍しく、全員が地域福祉の業務を担っているというのではなく、私以外、係長をはじめとした7名は兼務職員になっています。地域福祉に身を置きながら障害福祉、高齢福祉、介護保険、部を超えて、国民健康保険を担当している保険課にも配置されていますから、障がいのある子どもさん、大人の問題、高齢者の問題、また介護保険というところにも保健師がおりますので、介護予防にも力を入れて業務にあたっています。国民健康保険は、当然医療費をできるだけ適正にお使いいただくために、疾病予防という部分で事業を展開しています。連携が取りやすい組織であると認識しています。私たちが配置された理由が、部署横断的な対応を行うというのが非常に大きなところで、行政はどうしても高齢者、障害者等、肩書や冠があれば主体的に関わるのですが、その冠がない方はどこの所掌になるだろうということで、どこにも当たらない方についての支援を行うということが私たちの役割になっています。

ここ数年、教育委員会からも子どもさんというより保護者について支援に協力をいただけないかと、先ほどから先生方もチームでと言われていましたが、何例か一緒にチームで支援をする中に入れていただいております。子どもだけの問題ではなくて、やはり保護者で課題を抱える方も非常に多くなり、その方たちについてお話をさせていただいたり、また必要な場合は、医療面につないでいくということもございます。

次に兵庫県が作成された地域福祉支援計画という資料がありますが、特に今全国的に、ワンストップ、行政内で窓口や解決手段の総合化という概念が普及しています。我々地域福祉のトータルサポート担当については、県の地域福祉の支援計画の事例として掲載していただいております。相談窓口、解決手段の総合化で、考え方としては、「公的な福祉サービスの対象とならない制度の谷間にある課題や複合的な課題、権利擁護など、高齢者、障害者などの既存の分野別制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のためには各市町において各分野を横につないだ総合的な対応ができる相談窓口、解決手段を構築する」と兵庫県から各市町にこういうことをして欲しいというメッセージなのですが、ポイントという部分にありますように行政内部の総合化ということで、(1)のイの欄の横つなぎのしくみづくり(例)で、二つ目の「分野別の対応から漏れる課題の相談や総合的支援を行うとともに、行政庁内の横の連携を進めるトータルサポートを担う部署の設置」ということで裏面を見ていただきますと、この図の左上の部分が、私たちトータルサポート担当の組織なのですが、様々な機関と連携して個別課題の対応や地域で支援が必要な場合は地域の方と連携して対

応する取組を行っています。

こういった考え方や地域で支え合いの仕組みを作り、行政内でも支え合っていきたいという考えですが、大人になって初めて知るのではなく、中学生の時からこういう概念を知っていただくために、平成26年1月に作成した中学生向けの概要版、これは大久保校長にも非常にお世話になり、山手中学校のボランティアグループの方にもご協力いただき、イラストの協力をしていただきました。今は山手中学校の3年生になっていますが、このたすけ上手、たすけられ上手の絵を描いていただきました。地域福祉の概念、「たすけ上手、たすけられ上手」とはなんだろうということで、漫画は大学生に書いてもらいましたが、「近所で認知症になったおばあちゃんを近所の親子が見つけて、困っているのご家族の元にお連れしたら、家族の人も困っていたんだということが分かり、そういう問題が分かったのなら、毎日声を掛けてコミュニケーションを取りましょう」というストーリーになっています。中学生のうちからこういう気持ちが地域福祉を進めることになるということが分かっていただけのように、大人用の概要版には難しい言葉がたくさんありますので、分かりやすく7つの推進目標も言葉を置き換えていただきました。この概要版はトライやるウィークの時期に、各中学の新2年生に配っていただくようお願いをしています。お持ち帰りいただいたお母さんからの意見もあり、去年の8月後半にケーブルテレビの広報チャンネルで、中学生の取組として山手中学校のボランティアグループの生徒を中心とした地域福祉活動をテーマに2週間ほど放送していただきました。

以上、地域福祉課では、かなり多様なことを行っているということをご理解いただけたら嬉しいと思います。こういう概念が地域に根付くと、結局はいじめ防止につながるのではないかと思います。

(山中会長) ありがとうございます。続きまして、茶嶋委員からお願いします。

(茶嶋委員) こども課ですが、こちらの資料としましては、三つ折りのものが三つとなります。こども課の業務は多岐に渡り、手当から障害関係も全てですが、いじめ問題対策関連としては、福祉センターに子育て支援センターというのがございます。「ストップ・ザ・虐待」と書いてある資料を開いていただくと、チャイルド・プラネット芦屋とあり、そこに子育てセンターとファミリー・サポート・センターと家庭児童相談室がございます。主に18歳以下のお子さんをお持ちの家庭の問題、子どもに関することは、家庭児童相談室で対応しております、こちらに相談員が4名おります。保護者、子ども、学校、園、保育所等から相談があった時に対応するようになっているのですが、児童虐待に限らず、色々な相談事があります。パンフレットには「家庭児童相談室は児童虐待をはじめ、児童と家庭にかかわるさまざまな相談に応じ、問題解決に向けて助言・指導・専門機関の紹介などを行います」とあります。年間相談件数としましては、毎年300件くらいを4人で対応しております、ここ最近ほぼ横ばいという状況です。家庭児童相談室の相談員を中心にこども課としましては、要保護児童対策地

域協議会を平成17年12月に設置し、こども課が調整機関となり、庁内部署、芦屋警察署、西宮こども家庭センターなどの外部の関係機関も含め、要保護児童対策地域協議会において、色々なケースの対応や連絡調整を行っております。不登校やいじめ問題に関しましても、保護者や学校、園、保育所等から相談、連絡があれば、一緒に同行させていただいたりして対応しています。要保護児童対策地域協議会のメンバーには、行政、地域の方、医師会の方が入っております。この連絡協議会は、ケースをしないということでしたが、要保護児童対策地域協議会は、個別のケース会議を学校で開いたりして対応しております。こども課でも、教育委員会の生徒指導連絡会や地域福祉課のネットワーク会議に出席し、ケース会議では学校教育課にも出席いただき、協力し合って情報提供しております。いじめ問題に関しても、改めてお互い協力し合い連携し、情報を出し合って対応できればと思っています。今回の連絡協議会も有意義なものであると思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(山中会長) ありがとうございます。続きまして、井岡委員お願いします。

(井岡委員) 先ほど、大久保校長先生、石田校長先生から学校の状況について、お話いただきましたが、やはりいじめ問題につきましては、どの子ども、どの学校にも起こりうるという問題であるということ、それから、被害者、加害者が入れ替わるという自分が被害者だと思っていたが、実は加害者になってしまっている等、色々な状況があります。学校が生徒指導上で悩まれているところだと思います。先生方が子どもたちの様子をしっかりと見ていただく中で、チームで取り組んでいただいています。小学校については、担任一人で抱え込んでしまうということが多々あります。そういうことがないように、管理職の先生を中心に相談しながら、ケース会議、小さい会を持ちながらどのように対応していくかと心を運んでいただいています。その中で、市教育委員会として、学校でどのように対応したらいいか相談があれば、市教育委員会の者が学校に行ったり、県教育委員会の学校支援チーム（警察OB、スクールソーシャルワーカー、校長OB）を活用しています。直接学校に行っていただきケース会議の中で色々な相談を受けて指導助言をいただいたりして対応をしています。また、他の関係機関につきましても、こども課の家庭児童相談員、芦屋警察署の生活安全課とも連絡相談させていただきながら、取組を進めているところです。

この推進法が定められて芦屋市いじめ防止基本方針ができた中で、芦屋市の教育委員会の附属機関として、芦屋市いじめ問題対策審議会が設置されました。専門家の先生方、学識経験者、医者、弁護士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの先生たちに指導助言をいただきながら、いじめ防止等に関する対策をどのように進めていったらいいかということで、今月18日に第1回を行いました。子どもたちの様子に変化があった時に、大きなものにならないように小さな出来事でも放っておかず早い段階から丁寧に対応し、目を向けていくことが大切なのではないか。また、弁護士の先生から言われたことは、例えば6年前に遡って、実

はあの時のことが今につながっているとしても、法律が施行される前のことであれば、6年前の事実関係がどうだったのか分かりにくく、法的に判断するのは難しいと弁護士会の中でも出ているという問題点、今後取り組んでいく中での難しさがあるという意見等、様々なご意見をいただきました。やはり、専門的な知識や経験をお持ちの方々ですので、芦屋市の中でどのように対策を組んでいけばいいのか、学校や教育委員会の中での組織をどのように強化し進めていけばいいのか、アドバイスしていただきながら進めていくというのが現状です。

(山中会長) ありがとうございます。続きまして、田中委員からお願いします。

(田中委員) 本日は、芦屋の愛護活動という冊子をお配りさせていただいております。これに基づいて愛護センターをご紹介したいと思います。愛護センターの設置の根拠は、補導所という位置づけで昭和36年に設置されました。設置目的として、少年の不良化防止、その健全な育成を図ることということでしたが、社会情勢含め時代も変わり、昭和49年に青少年愛護センターという形で位置づけが少しずつ変わってきております。補導センターから愛護という形で、趣旨、中身については、6ページの下のところ、「愛護の目」として書かせていただいております。今現在、補導活動自体は愛護センターでは行っておりません。補導行為は、芦屋警察署の生活安全課が実施しています。愛護センターで現在行っている活動として、愛護委員街頭巡視活動と書いてありますが、ここは愛護委員会の田中委員からご紹介のあった内容になっております。これは平成25年度の活動報告ですが、平成26年度は196名が愛護委員として活動されております。市の規模から言いますと、他市に比べてかなり密度の高い委員さんがいらっしゃる活動になっておりますので、順調な活動ができていると思っています。愛護委員会の中には、愛護協会というのがあります。愛護協会の方は、愛護委員をされた方の中で、その趣旨に賛同いただいて自ら会費を払って愛護活動を続けていただいている方々で、全て手弁当で活動いただいております。非常に有り難く思っております。その愛護委員会及び愛護協会の事務局が愛護センターという関係です。

特別街頭補導とは記載の通りですが、次に青色回転灯付装着車による子ども見守り巡回パトロールですが、これは愛護センターが中心となっております。下校時を中心にした見守り活動ということで、平成17年の年末に広島と栃木で小学生が犠牲になる事件が相次ぎ、その時から下校時の見守りを市全体で取り組み、教育委員会が山手中学校区、精道中学校区はシルバー人材センターに委託していますが、潮見中学校区は市役所の市長部局でほぼ毎日取り組んでいます。その他の活動として、有害環境の浄化活動があります。白ポストの設置、白ポストとは有害な本を捨てるポストになりますが、市内6か所に設置しており、このポストの管理、あるいは書店やビデオ店にアダルト関係の本やDVDについて、店頭で適正に配架されているどうかチェックもしています。それから、相談業務ですが、現在指導主事は2人で相談件数は少ないのですが、内容によっては学校には相談

しづらいようなケースもあり、そのようなケースについて愛護センターで相談を受け付けて、ケースによって学校と連携しながら対応させていただくという状況であります。この他、愛護委員会、愛護協会と色々連携させていただいて研修会等の開催も行っています。その他愛護センターの活動として、県内の他のセンターの連携、情報交換を含めて力を入れてやっております。先ほど大久保校長からインターネットの話もありましたが、地域だけでない子どもたちの関わりがどんどん出てきて、その辺の対応も含めて、やはり他市との連携が非常に大事になってきております。その辺を愛護センターとして、力を入れていきたいと思っています。

県下で重点的に取り組んでいるのがスマートフォンやインターネットの問題もありますが、危険ドラッグの話も深刻な問題となっています。阪神間の中でもそういう店ができたり潰れたりという状況で尼崎市、伊丹市、宝塚市ではそういう状況が起きています。芦屋市ではそういうお店がまだ確認はできておりませんが、手に入れようと思えば、インターネットなどで簡単に手に入れられる状況ですので、いつ芦屋市にもそういう問題が降りかかってくるか分からないということあるので、その辺の情報交換は県内の各センターと一緒にやっていきたいと思っております。長くなりましたが、そのような活動を行っております。

(山中会長) ありがとうございます。引き続き、芦屋警察署の小牧委員、警察ではいじめという括りでの業務はないかと思いますが、警察が取り組んでおられる業務でいじめ防止に関連しそうな内容があれば少しご紹介いただけますでしょうか。

(小牧委員) 警察には何でも相談があります。直接的には、誰かにいじめられた、殴られたということで相談があります。また、家出をしたら、その背景にはいじめがあるのではなかろうか、自殺未遂を起こしたり、飛び降りたり、薬を飲んだり、手首を切ったり等があれば、背景にはいじめがあるのではなかろうかという観点から事情聴取します。この前も深夜に親御さんが子どもを連れて、うちの子は誰々から殴られたということで相談等がありました。これは暴行傷害である。でも、その背景には、いじめがあるのではなかろうか、表向きには1対1という状態であるが、実は多人数対1ではなかろうかということも観点に入れて事情聴取したりします。警察は、事件を扱っていますが、その事件の犯人である少年を逮捕すべきかすべきではないか、ということを考えてやっています。逮捕すべきとなれば、令状持って逮捕します。あとは、非行防止活動という形で非行防止の講演については、芦屋署少年係による話であるとか、本部のサイバー犯罪防犯センターによる、インターネット、スマホ関係等があります。そういった人たちを呼んで依頼することも可能です。また、色々な夫婦間のトラブル、DVやストーカーなどを通じてその家庭を知り得る機会が多々あります。その中で子どもがいる家庭であれば、その子どもが児童虐待を受けているのではなかろうか、不登校であれば、いじめがあるのではなかろうかということも視野に入れて事件にする、若しくは、子ども家庭センター、家児

相に連絡するということをしています。このいじめ問題ですが、重大な事案、先ほども聞いていましたが、日頃から学校教育現場等々と連携取っておかなければ、事件にも関わらず、事件にする機会を逃してしまうということもありますので、日頃から連携を取っていきたいと思います。

(山中会長) ありがとうございます。では、本間副会長、お願いします。

(本間副会長) はい、人権推進課でどのようなことを進めているのか紹介します。人権推進課では、神戸地方法務局西宮支局と連携しながら人権擁護について取り組んでおります。人権擁護、幅広い中に、当然「子どもの人権」を守るというのをございますので、その中で「いじめ」についても取り組んでおります。お配りしたパンフレットは全て法務局が作成しているのですが、これを啓発グッズとしてお配りしたり、説明したりしています。人権擁護委員という冊子をご覧いただきたいのですが、存在をPRはしていますが、なかなかご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、この機会にお知らせしたいと思います。

人権擁護委員は、全国で14,000人ほどいらっしゃいます。各地域、市ごとに任命されており、芦屋市では7名の方が人権擁護委員として、法務大臣から委嘱をされて、活動しておられます。主な活動としては相談業務です。人権侵害があった場合の救済措置として調査に入ることもあります。それから啓発として、「人権の花の運動」や「人権教室」のような活動もしていただいています。それから、人権週間は12月の1週目ですが、その期間に街頭に出て啓発活動をしていただいております。人権擁護委員は、市議会の同意はいらないのですが、意見をちょうだいする形で今回も議会に出させていただいております。構成は弁護士や家庭裁判所、家事調停委員、学校の校長先生のOBの方もいらっしゃいます。報道の関係で現役の新聞社の記者、民生児童委員などとなっております。校長先生OBがいらっしゃいますので、子どもの人権の問題であれば、相談に乗っていただいたり、小学校で毎年1校、代表校長がいらっしゃる学校に行かせていただいて、「人権教室」をさせていただいています。人権啓発のビデオ、いじめに関するビデオですが、そちらを見ていただいて1時間、学年の児童を集めて今年は4年生を対象に潮見小学校の4年生を対象に100人近くの方にビデオ見ていただきながら教室をさせていただいております。今年は1月14日に潮見小学校で実施しました。

いじめ、子どもに関係する部分で、子どもの「人権SOSミニレター」があります。法務局が中心になってやっています。全てのお子さんに普段はなかなか学校等で言いにくいことがあれば、書いて送ってもらいます。ミニレターは切手不要で出せますので、そこでご相談いただいております。西宮支局は西宮と芦屋の二つの市を所管しており、昨年度の実績は100通ほどSOSミニレターが届き、人口割合で言えば、西宮の割合が多いのですが、芦屋には10数件の相談があったということです。その中ではいじめの割合が1/3くらいだということで、それについて、人権擁護委員が丁寧にお答えをしているという形です。事案においては、



深刻な場合は学校に相談に行かせていただいて対応していくということあります。それから、子どもの人権の強化週間がございまして、「子どもの人権110番」ということで、この期間は長い時間電話相談を受けるということで、毎年6月の下旬くらいに実施しております。人権推進課では、法務局と連携しながら、子どもの人権を守るという観点から「いじめ」に対応させていただいています。

(山中会長) ありがとうございます。では、最後に私からも活動についてお話しさせていただきます。民生児童委員というのは、あくまで地域におりまして地域の方の困りごとを行政に、あるいはしかるべき関係機関につなぐという、高齢者等の支援といったことが皆さんの中では浸透していると思います。実は、民生委員児童委員というのが正式名称で、児童に関しても取組をしております。ただ、地域の中にいるため、なかなかいじめというのが見えにくいという現状です。私自身もいじめに関わったことは今までにありませんでした。地域によっても違いますが、私が所属している岩園ブロックでは、下校パトロールというのを月に2回しております。15時台と学童保育の子どもたちが帰る時間帯の2回の計4回を交代でしています。民生児童委員協議会の中には主任児童委員がいるのですが、皆さんご存じでしょうか。私たちは、下校パトロール時に気付いたことがあったり、例えば虐待に対して通報があったりしても、直接私たちが何か関わるのではなく、まず主任児童委員にお伝えして、主任児童委員から子ども課や家児相に連絡していただきます。守秘義務というものを大変大事にしています。私たちはいじめに関して係ることは少ないのですが、今皆さんのお話を聞かせていただいて、本当に子どもたちが安心して学校生活、あるいは地域の中で暮らせるお手伝いをこれからも心掛けていきたいと思っています。皆さん報道等でご存じかと思いますが、川崎市で非常に痛ましい事件が起こっております。あれは、事件ですよ。

(小牧委員) はい。殺人事件です。

(山中会長) 過程がまだはっきりと分からないのですが、本当にあんなことがこれからの子どもたちにも起こらないようにという気持ちで一人の母親としても本当に心が痛むところです。そのために努力を重ねていきたいと思っています。

少し時間がありますので、先ほど皆さんが発表された活動について、何かご質問があれば、この機会にいかがでしょうか。最初に事例をどうこう言う場ではないという話でしたが、実際に芦屋ではいじめはどうなのでしょう。重大な事案はないとのことですが何か気になることはありますか。

#### 【事例の報告はなし】

(山中会長) そこまでの事例がないということでしたら、安心しました。

(大久保委員) スクールカウンセラーがいてもらえるのは助かっています。本校でも、

保護者、生徒からスクールカウンセラーに、多くの相談が寄せられています。内容は父親のDV、母子父子家庭で子育てについて非常に苦労されている等、様々です。担任もどこにどう相談していいのか非常に難しいというのが現状です。そういう面で、校長会で、芦屋にもスクールソーシャルワーカーが欲しいと話をしました。カウンセラーと違ってソーシャルワーカーというのは、どの部署につないだらいいかを選別してくれる人で、今後必要ではないかと思っています。市教育委員会に専任の方が一人いらっしゃるのでも助かっています。現在は子ども以上に保護者の方が悩んでいる場合が多いという実態があるので、それは重く受け止めなければならないと感じています。

いじめに関しても、根底は本人が『いじめられている』と思えばいじめと認定しなければいけないのですが、全てを単純に認めてしまって良いものかどうか判断が難しいと思うこともあります。それは、現在のお子さんは、昔の子どもに比べ、心が弱いのではないかと感じる部分も正直あるからです。それは、保護者の方も同じです。昔の保護者は学校のことは学校にお任せします、という感じでしたが、今は保護者の方も敏感になられています。学校も努力していて、何かあった場合は家庭と連携して健全育成に努めたいと考えています。そのためには、学校と家庭の信頼関係をもっと取り戻さないといけないのです。昔は、何かあれば地域の方が声を掛けてくれるということがありましたが、今はそれがなくなりつつあります。幸い、うちの校区においては愛護委員さんや地域の方々が色々な面で、情報を入れてくれます。学校だけがそこに存在するわけではなく、地域、育友会、色々な人が関わって地域を良くしていくということがなければ、学校だけでは無理な話だと思います。PTA協議会、愛護委員もそうです。先ほどの話では福祉の方も、色々なチャンネルで対応できるという話がありました。先ほども申し上げた通り、何か問題が起こった時に、どこにつないだら一番良いのかが分からない部分があります。その辺りを警察や愛護センターにつないだり、市教育委員会やこども課にお願いしたり、チャンネルをお互い持って相談できる体制ができれば、もっと良くなると思います。

(山中会長) ありがとうございます。他に何かございませんか。それでは、委員の皆様のご活動を一通りご紹介いただいたところで、一旦事務局にお返しします。

(事務局宮本) 皆様、非常に具体的な組織、あるいは活動内容のご紹介をありがとうございました。今回初めて耳にされる情報もあったかと思います。最後に大久保委員が言われたように、これから私たちがどこに相談をつなげばいいか、どこで対応すればいいか、この連絡協議会のネットワークを新たに構築していきたいと思っています。もちろん、今も愛護委員、PTA協議会、民生委員の皆様が地道に活動されております。学校現場はチームとして取り組んでおられるということが非常によく分かりました。そして、これからは教育委員会と私ども市長部局がつながっていき、新たな展開をしていく

今日が本当にスタートということで、また今後とも皆様と活動を有機的にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(山中会長) ありがとうございます。それでは、他に事務局の方から連絡事項等ございませんか。

(事務局阿南) では、事務局から、連絡事項をお伝えします。今後の協議会の日程等について、委員の皆様に通識を持ってこのいじめ防止対策に取り組んでいただきたいという考えもありまして、今日が初回ですが、定期的を開催してまいります。今年度につきましては開催の予定はございませんが、また新年度に事務局から連絡をさせていただいた際には、ご協力をお願いします。特に連絡協議会で共有しておきたい内容がございましたら、委員の皆様の方から、事務局にご連絡をいただければと思います。そういったことがなくても現状の報告、周知したい内容、双方の協力体制を図っていくということで、年最低でも1、2回程度開催していきたいと思っております。尚、本日の協議会の内容につきましては、事務局で議事録をまとめて、今後約1か月後に公開させていただくという運びになります。議事録が一旦まとめ次第、その内容に誤りがないかを委員の皆様には一度ご確認いただきたいので、作成した議事録を送付させていただきます。ご確認いただきまして、内容に修正等ありましたら修正させていただきます。その後市のホームページや一階の行政情報コーナーで議事録を公開いたしますので、ご協力をお願いいたします。事務局からは以上です。

(山中会長) それでは、これを持ちまして、第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。

<閉会>